公　告

諸　事　項

工場財団

群馬県高崎市西横手町111番地**ルネサスセミコンダクタパッケージ＆テストソリューションズ株式会社**の工場財団に山形県米沢市大字花沢字八木橋東三3274番地ルネサスセミコンダクタパッケージ＆テストソリューションズ株式会社米沢工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成 26 年 11 月 17 日

山形地方法務局米沢支局

千葉県佐倉市ユーカリが丘四丁目１番１Ｓ―204号**株式会社広域高速ネットニ九六**の工場財団に千葉県印旛郡酒々井町本佐倉字南大堀416番地４通信技術センター、千葉県佐倉市鏑木町字諏訪尾余349番地２鏑木営業所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年 11 月 17 日

千葉地方法務局佐倉支局

伊東市湯川543番地**伊東瓦斯株式会社**の工場財団に伊東市湯川543番地の１伊東瓦斯株式会社瓦斯製造工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年 11 月 17 日

静岡地方法務局熱海出張所

群馬県高崎市西横手町111番地**ルネサスセミコンダクタパッケージ＆テストソリューションズ株式会社**の山口県宇部市東万倉神元192番地３ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社山口工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成 26 年 11 月 17 日

山口地方法務局宇部支局

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の工場財団に高知県香南市香我美町徳王子123番地ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社高知工場の機械器具を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年 11 月 17 日

高知地方法務局香美支局

群馬県高崎市西横手町111番地**ルネサスセミコンダクタパッケージ＆テストソリューションズ株式会社**の工場財団に大分県中津市伊藤田4200番地ルネサスセミコンダクタパッケージ＆テストソリューションズ株式会社大分工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年 11 月 17 日

大分地方法務局中津支局

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 26 年 11 月 17 日　　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成26年第１号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成26年11月17日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成21年頃から平成26年３月11日までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

山口こと関根陵太及び宮島朗が、業として金銭を貸し付け、１日当たり0.3％を超える割合による利息を受領した行為

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　被告人らは、「ヤマグチ」、「ナガセ」などと名乗っていた。

⑵　被告人らは、「080―9601―8995」、「080―9602―8995」の電話番号を使用していた。

5　開始決定の時における給付資金の額　金168万8,000円

6　支給申請期間　平成26年11月17日から平成27年１月16日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　大阪地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成26年７月10日

⑶　確定年月日　平成26年７月17日

⑷　被告人氏名　山口こと　関根　陵太

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、平成26年３月11日頃から同月12日頃までの間、多数の債務者から、前記３⑵の犯罪行為の貸付返済に係る元本又は利息の支払として受領した現金合計168万8,000円を、被告人が管理するマンションの一室に設置された金庫内に隠匿保管したものである。

（罪　名　等）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒553―8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号

大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3120

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

会社法第 472 条第１項の届出に関する公告

本日現在において、最後の登記後12年を経過している株式会社は、事業を廃止していないときは、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第139条で定めるところにより、本店の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。本日から２月以内にその届出がなく、また、登記もされないときは、その株式会社は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成 26 年 11 月 17 日

法務大臣　上川　陽子

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 149 条第１項の届出に関する公告

本日現在において、最後の登記後５年を経過している一般社団法人は、事業を廃止していないときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第57条で定めるところにより、主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。本日から２月以内にその届出がなく、また、登記もされないときは、その一般社団法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成 26 年 11 月 17 日

法務大臣　上川　陽子